



各種推進協議会 委員募集

地域福祉施策推進協議会  
男女共同参画施策推進協議会

健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

桂川町では、「地域で支え合い、助けいあによる福祉」、「男女共同参画社会の実現」を推進することを目的に、「桂川町地域福祉施策推進協議会」、「男女共同参画施策推進協議会」を設置しています。現委員の任期満了に伴い、新たな公募委員を募集します。

【募集人員】2名以内

【任期】2年

【協議会の開催】年に1回程度開催予定(計画策定年度は年5回程度)

【応募条件】町内に住所を有する人、町内で働く

18歳以上の人(平成31年3月1日現在)

【応募期間】3月1日(金)～3月25日(月)

【応募方法】申込書に必要事項を記入し、郵送または持参。

【選考方法】応募多数の場合は、抽選で決定。

【その他】申込書は、健康福祉課、桂川町HPで配布



桂川町重度心身障害者タクシー利用券

重度心身障害者タクシー利用券  
利用券申請をお忘れなく

健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

【受付日時】4月1日(月)以降の役場開庁日時

【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」

【持参物】○身体障害者手帳(療育手帳) ○印鑑

【対象】平成30年度が非課税世帯で、次のいずれかに該当する人

○視覚障害(1・2級) ○上肢障害(1級)

○下肢または体幹機能障害(1・2級)

○内部機能障害(1級) ○療育手帳(A)

※老人施設・身障等施設入所者は対象外



2019年度土地・家屋価格等縦覧帳簿

土地・家屋価格等  
縦覧帳簿を公開します

健康福祉課 税務係 ☎65・1076

縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できる制度です。

※償却資産については縦覧できません。

【日時】4月1日(月)～5月7日(火)の役場開庁日時

【場所】税務課 税務係

【縦覧できる人】固定資産税の納税者



軽自動車等の登録・廃車手続

軽自動車等の廃車手続は  
3月29日までに

健康福祉課 税務係 ☎65・1076

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、譲渡・廃棄(スクラップ)をしても、廃車の手続をしないと毎年税金がかかります。なお、住所変更等の手続は15日以内に行われなければならないことになっています。

【対象車種と手続先】

車種	手続先	問合せ先
原動機付自転車 (125cc以下)	桂川町役場税務課	☎65・1076
軽自動車	軽自動車検査協会	☎050・3816・1753
		125ccを超え 250cc以下のバイク
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局 福岡運輸支局	☎050・5540・2080

【税務課での廃車等に必要書類】

- ナンバープレート ○標識交付証明書 ○印鑑 ○身分証明書
- ※盗難による廃車の場合は、警察署に盗難届を提出し、受付番号を確認してください
- ※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金(150円)が必要です
- ※詳細については手続先にお問合せください。